

## 参考資料

### 関係法令

#### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

〔昭和31年法律第162号〕

〔平成26年6月20日一部改正〕

(大綱の策定)

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本の方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、これを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、またはこれを変更したいときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

#### ○教育基本法（抜粋）

〔平成18年法律第120号〕

(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本計画を定めるよう努めなければならない。